

農産物検査産地品種銘柄一覧のお知らせ (水稲うるち玄米)

平成21年4月6日農林水産省告示により、農産物規格規程の一部が改正され、農産物検査を行う産地品種銘柄は、登録検査機関が必ず検査をしなければならない必須銘柄と、検査を実施するかどうかを選択する選択銘柄が設定されました。

J A安芸は、農産物規格規程に基づく産地品種銘柄の検査については、下記品種について銘柄検査を実施します。

記

1. 実施期間：令和3年9月29日～次回改訂まで
2. 種類及び品種
 - (1) 必須銘柄（広島県における産地品種銘柄）
あきたこまち、あきろまん、キヌヒカリ、こいもみじ、コシヒカリ、どんとこい、中生新千本、ひとめぼれ、ヒノヒカリ、ホウレイ及びミルキークイーン
 - (2) 選択銘柄（登録検査機関が設定する産地品種銘柄）
あきさかり、恋の予感

以上

お問い合わせ

J A安芸 営農経済部 営農指導販売課

電話番号 082-820-8112